

## 調査報告

# 過疎地寺院再調査報告―山梨県早川町現地調査

(日蓮宗現代宗教研究所主任) 伊藤立教

- 1、調査日時 平成十七年十月十九日(水)～二十一日(金)
- 2、調査内容 国指定過疎地域の山梨県南巨摩郡早川町内宗門寺院を対象に、過疎地寺院の実態を調査する。
- 3、調査方法 平成元年(一九八九)現宗研作成報告書『過疎地寺院調査報告』ここまで来ている過疎地寺院 あなたは知っていますか?』をもとに、前回調査の山梨県早川町九ヶ寺(再調査五ヶ寺、新規調査四ヶ寺)を、前回調査に関わった久住師・常岡師・高橋師・山本師と共に現地で再調査し、二十二年の間の、過疎地の現状、宗門からの対策などの変化の実態を調査する。寺院名・寺院住所・檀信徒名などは、伏せる。再調査の為、総括的報告とする。
- 4、調査視点 久住謙是主任(当時)の発案で始まった、日蓮宗で初めての過疎地寺院現地調査から二十二年経る間に、宗門がどのような対策を採ったのか。その実効はあったのか。
- 5、調査人員 伊藤立教主任・渡辺観良所員・山口功倫所員  
久住謙是顧問(前所長、当時主任)・常岡裕道元研究員・高橋謙祐元所員  
山本是光身延町善行寺住職

## 6、調査報告

### (1) 前回(昭和五十八年―一九八三)調査との比較

#### ① 現地で受け入れられていないセンター方式、実態はセンター方式

代務住職を宗門の過疎地対策者として任命し、代務寺院の宗費や代務期間更新に優遇をはかり、実質的なセンター方式として機能させてはどうか。

### (2) 今回(平成十七年―二〇〇五)調査の実態と分析

#### ① 確実な過疎の進行

今回調査した地域の人口は、確実に減少傾向にある。高齢化した檀信徒が、寺院において年中・月例・地区のお参りをしているが、ごく小規模である。地区集落全体で寺院を護持している。集落は一集落一寺院なので、区の費用を使ったり、寺院を公民館として地区の利用に供しているところもある。

調査地域における人口増加の見通しは、全くといっていいほど無い。集落で生まれ育ち街へ出た子供は、集落へ戻る可能性があるが、街で生まれた子供(孫)は戻ることはないであろう。

四十五軒が二軒三人に減少した集落は、人口増加の見通しは全く無く、ゴーストタウン化している。この集落は、他地区の未来の姿といわれている。

檀信徒は、年金で生活をしているが、自給自足の畑には獣害があり、宗費等が負担になっている。

#### ② 代務住職体制で良しとする檀信徒

無住寺院へ住職が来ても、生活の保障ができず、住職常住を望まない。檀信徒は、葬儀・法務・年中行事等を代務住職か近隣の住職に頼むことで事が足りているので、現状のままが良いと考えている。

#### ③ 次代への信仰相続促進を檀信徒が希望

檀信徒は、明治以来の妙法講社を続けているほど信仰熱心であるが、子や孫は、仕事や学校の関係で離れた街に住み、集落の寺院とは別に、街の日蓮宗寺院と付き合いをしていたり、街の寺院にお墓を移している者もいる。お墓や生まれ故郷の関係で、集落の寺院に親しみを感じているが、呼び戻すにも生計が立てられないので、強くは言えない。

子や孫の若い世代に、日蓮宗を意識させて欲しい、日蓮宗を宣伝して欲しい、との希望がある。

④過疎地代務寺院の特例として、代務更新3年毎を10年毎にと代務住職が希望（書類費負担重・手続き煩雑）。

### (3) 対策

①国から迫られる休眠宗教法人整理

資料(1)にあるように、七年前の宗会で過疎地寺院対策に関連して、休眠宗教法人（不活動法人）に言及しているが、宗門の具体的施策は採られていない。資料(2)のような動きもある。

②国が来年三月に公益法人（宗教法人課税）見直し法案を上程

資料(3)にあるように、特別法人である宗教法人は引き続き非課税といわれているが、半年後の政府法案がどのようになるかはわからない。休眠宗教法人に国の手が入る前に自治能力を発揮し、宗教法人法の趣旨に添った正しい寺院運営をする自浄努力が求められる。

### (4) 総括

二十二年前の現宗研調査のあと、平成二（一九九〇）年十月に宗務総長の私的諮問機関として過疎地寺院対策懇談会が発足した。翌三年には、同懇談会で山梨県中富町でのセンター方式が報告されている（詳細不明）。

平成八年二月には、同懇談会の報告書で八点の検討がなされたことが報告されている。この中に、山梨県中富町におけるセンター方式について、「この方式によつて過疎問題が解決の方向に向かったわけではないし、当該地の寺院前途が有望になった訳でもない。最終的には寺院の統廃合に行き着く、いわば消極的解決法ではある」と言及している。平成十二(二〇〇〇)年二月には、同懇談会の総括的な報告書が出され、十七の提言がなされた。

要点を拾ってみると、

1・同懇談会を公的な実効性のある機関とすべきである。〈仮称〉布教拠点整備委員会にしてはどうか。

2・センター方式や合寺等を提言した。

3・宗門の中に、この問題を扱う専門の部署を設置してはどうか。

という点が提言されているが、今日に至つての現状はどうか。

また、

4・代務を何ヶ寺も持ち、一人で握っていることが問題である。

5・申し出があつてからの対応ではなく、宗門から強制的に指導できるように。

という二点の提言については、一人の教師が地区の無住寺院を複数代務していることについては、現地の檀信徒の希望に添っている(顔見知りの人に世話して欲しい)面があり、「強制的な指導」については、現地の実状から全く離れた感覚ではなからうか。

過疎地寺院の檀信徒の、何とかして欲しい、という声に応えて宗門ができることを探るための本調査であるから、一方的なものであつてはならない。妙法広布の視点で、何をし何をしてはいけなにか、を考え

るべきではなからうか。都市にも過疎、信仰的過疎の問題がある。

過疎問題に関する研究調査については、資料（4）（5）（6）参照。

## 7、小 結

- 1．過疎地域の過疎化は進行するばかり。
  - 2．過疎地寺院の檀信徒は高齢化して減少するばかり。
  - 3．過疎地無住寺院は住職不要、必要時に僧侶が来ればよい、が当該地区檀信徒の声。
  - 4．過疎地寺院の代務・無住状態に対して、①代務登録手続きを三年毎から十年毎に延長し、手続き費用を補助、②課金の減免、③現在の代務住職を過疎地寺院対策員として公式に任命し、活動を保証する。
  - 5．宗務院に過疎地寺院対策の専従職員を配置。
  - 6．過疎過密を国内開教と一括せず、過疎地寺院対策を専門の委員会とする。
  - 7．無住（欠員）寺院を開教可能地域に移転する。（実例あり）
  - 8．過疎地寺院の支院という形で開教可能地域に布教拠点をつくる。（新規宗教法人設立よりも登記が簡単）
- 以上、今回の調査も踏まえた提言とする。

## 8、資 料

（1）「第七十八定期宗会宗務総長施政方針挨拶」（永井祥文宗務総長、平成十年四月一日付日蓮宗新聞抜粋）

また宗教法人の改訂に関連いたしましたして、昨年十二月、文化庁は休眠状態になっている宗教法人について、解散を求めていく方針を固めたといわれております。備付書類等が提出されない宗教法人は、今後、休眠法人

とみなされ、所轄庁から解散請求が行われる可能性が出てまいりました。書類の提出につきましては、今後、全国の宗務所長に積極的なご指導をお願いしてまいります。なお、宗務総長の私的諮問機関であります過疎地寺院対策懇談会は、過疎地における現状の問題点を調査・分析しておりますが、その報告書の中で試案が盛り込まれておりますので、調査・検討の結果をふまえて、今後、休眠法人・不活動法人に対する具体的な調査や対策を講じてまいりたいと考えております。

(2) 「宗教法人・社会福祉法人・病院・財団法人・社団法人・老人ホーム・学校法人の譲渡仲介」ホームページ抜粋（平成十七年十月二十四日現在）

#### 《売り法人》

##### 〔寺院〕

1・茨城県、豪華・新築寺院、庭・最高、土地・一五〇坪、建物・一四坪、住職居宅つき、2億円

##### 〔宗教法人〕

1・東京都、五〇〇〇万円

2・福島県、四〇〇〇万円

3・茨城県、四〇〇〇万円

4・宮城県（神道）、四〇〇〇万円

5・神奈川県、茨城県、福島県、群馬県、大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県、金沢市、香川県、北

##### 海道

#### 《買い法人》

〔宗教法人〕

1・東京、関東圏、全国

- (3) 「非営利法人に関する課税の方向性」資産税FPNews Vol.70 (平成十七年六月二十日)〈別添資料Ⅰ〉
- (4) 「特集 寺院実態調査報告Ⅰ 総論 戦後社会の変動と地方寺院の対応 久住謙是 一、過疎地域における寺院の現状―山梨県早川町― I 早川町における日蓮宗寺院について―その歴史的形成― 林是晋 II 早川町寺院調査報告 久住謙是 二、寺院後継者難問題―福井県寺院の場合― II 日蓮宗における住職代務寺院の実状 望月兼雄」  
『現代宗教研究』第十八号 昭和五十九年三月 日蓮宗現代宗教研究所発行
- (5) 「研究ノート 過疎地寺院対策についての考察 小寺成文」  
『現代宗教研究』第三十八号 平成十六年三月 日蓮宗現代宗教研究所発行
- (6) 「現場の声―過疎対策いま打つ手なし」 山梨県身延町善行寺住職 山本是光 〈別添資料Ⅱ・Ⅲ〉

## 「非営利法人に関する課税の方向性」資産税FPNews Vol.90 (平成十七年六月二十日)

平成十七年六月十七日に政府税制調査会（首相の諮問機関）から今後の「(新たな) 非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方（報告書）」が公表されました。これは、現在法制化が検討されている「新たな非営利法人制度※」を踏まえて、非営利法人に関する課税のあり方を再設計すると同時に、民間非営利活動を資金面からバックアップする寄附金税制についても抜本的に見直すことが検討されています。検討されている具体的な内容（課税上の取扱い）は以下の通りです（今回誌面の都合上寄附金税制については割愛しています）。

### ※【「新たな非営利法人制度」の基本的な仕組み】

- ①現在、民法三十四条の法人（社団法人および財団法人）の設立に際し、主務官庁が法人格の取得と公益性の判断を併せて行っているが、今後は設立と公益性の判断を分離し、公益性の有無を問わず、中間法人（中間法人制度は廃止する）と併せて「新たな非営利法人」として、登記のみで簡便に設立できる制度を創設する。
- ②その上で、「第三者機関（民間有識者からなる小委員会）による公益性の認定」を行う仕組みを創設する。

● 「公益性を有する非営利法人(第三者機関により公益性の認定を受けた法人)」は現行制度と同様に収益事業課税とする。

● 「公益性を有する非営利法人」以外の非営利法人の課税上の取扱いについては、「専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」（マンション管理組合、同窓会等）は会員からの会費収入のみ非課税する。また、それ以外

の非営利法人については非営利法人、営利法人という法人形態の選択に対して中立的、かつ、租税回避手段の防止の観点から、営利法人と同等の課税とする。

- 公益性の判断基準としては、残余財産の帰属者は国等の一定の範囲に限定されること、公益的事業の規模は法人の事業の過半を占めること、同一親族等か理事等に占める割合を制限すること等がある。

また、「公益性を有する非営利法人」の資格を失った場合等は、その事由の発生時点に遡及して優遇措置を取り消すとともに、優遇措置により蓄積された財産に対し一定の課税を行う（専ら会員のための共益的事業活動を行う非営利法人」の場合も同じ）。

- 特別法に基づく非営利法人等（社会福祉法人、宗教法人、学校法人、NPO法人等）については、現行制度と同様に収益事業課税とする。

- 公益法人等に共通する課税上の諸論点について

- ① 収益事業の範囲↓範囲の根本的洗い直しと範囲の拡大
- ② 軽減税率↓営利法人の基本税率（三十％）と同等の税率とする
- ③ みなし寄附金制度（寄附金の損金算入限度額の特例↓拡充、廃止ともに検討

このような公益法入課税の見直しや、昨今の公益法人等に対する税務調査事案（特に平成十五年度税制改正による消費税の免税事業者ラインの引き下げによる消費税調査）の増加を考えますと、公益法人につきましても今まで以上に、厳密な税務判断に基づいた税務申告が必要になってくると思われる。

## 現場の声―過疎対策いま打つ手なし

(山梨県身延町善行寺住職)

山本是光

### ①住めない

最盛期四十五軒(昭和二十七年には三十五軒の記憶だったと思います)あった村も、今住んでいるのは二軒です。時々帰ってきて泊まっていける家は八軒、しかし実際に泊まっているのを確認しているのは、二軒のみです。元の住民がこの村に帰ってくるのは、財産管理、つまり家の管理や、畑だった所へ植林したものを手入れするためです。村の家々に近いので、迷惑にならない程度にするだけです。少し離れた自分の山には、手を入れなくなってから三十年から四十年は経ってしまったています。木の価値、山の価値がゼロに等しいからです。手入れするだけ赤字となるからです。家は朽ちるに任せてあるのが現状です。都会に立派な家があり、山間・傾斜地のため、解体にも人力しか手がなく、その人手もなく、費用も高く、手がつけられないのが現状です。屋敷の価値もゼロに等しく、買い手もない。

### ②借り手もない

今住んでいる父なり母なりが亡くなった後は、その家に戻ってきて住む可能性は、極めて少ない。改造して貸すにしても、トイレを水洗にしなくては、借り手もない。それだけの費用は、掛けられない。

村に来る時は親戚の法事くらいです。その法事も、都会の家で済ませ、家族だけか濃い親戚筋の人で墓参する形が多くなりました。村に来て、家を見るだけで、入らず、宿泊したい時は、近くに公共の宿がありますので、そちら

へ泊まります。普段無住なので、掃除をして座るまで半日かかりますので。

### ③ 人手がない

葬式の本葬は寺回向と言い、当日に正装した僧侶が寺から施主の家に迎えに行き、そこから行列で寺に入り、本葬を済ませ、納骨に向かい、終わって施主の家で初七日をするのが普通です。それを、親戚、組の人、村人がお手伝いするので。

この頃は葬式も、納棺してから四十km離れたセレモニーホールまで行き、通夜・葬式・初七日まで済ませてから、家に戻る形になってきました。人手がなく、高齢者でお手伝いが難しくなったことと、車の駐車場がないためです。

### ④ 獣害

村全体を電柵で覆った所もあります。即ち、人間が檻の中に住んでいるのです。猪・鹿・猿の害で作物が荒らされ、収穫がゼロに等しく、留守にすれば家の中まで猿に入られるからです。車道も、電柵の扉を開け閉めして、村への出入りをしています。その電柵も今は、猿には効かず、困っています。電柱電線を伝わって、入ってきます。生活の場が少なくなり、住みにくくなってきたためでしょう。

身延山の近く（道のりで二km位）の小田船原でも、トタンと二m位の網で囲い、その中に住んでいます。車の出入りの所だけ開いていますので、そこから猪が入り、庭のゆりの花の根を掘り、後に人に吸い付いて血を吸うヒルを置いていき、庭の草取りの時などに、知らぬ間に食われて、足も手もその血で真っ赤になります。その後一週間位、痒くてたまりません。（平成十年位から）

### ⑤ 代務・合併

そんな中で過疎の寺の代務をしています。合併といっても、村へ直線で一km位、道のりで二km位離れています。ひと山ふた山越えなければなりません。地理的問題と、自分の家さえ守れない中で、誰がどうやっていいのか、いま

だに検討がつきません。村意識も強く、他を受け入れる素地は少なく、時代の流れの中、高齢化もあつて、他村までは、直接面倒見切れない部分があります。

## ⑥ 廃寺

村人が完全にいなくなった場合にどうしたらいいのか、廃寺にした場合に、財産処分の問題は、買い手がないので換金できない、よつて処分できない。宗門は管理不可能に近いと思います。良い手立てを教えてください。

国が問題にしていると聞いていますが、この現実をどうしようとしているのか、また、どうしてくださるのか、具体的に知りたいと思います。

## ⑦ いま

今は、一人もいなくなるまで、来なくなるまで、本堂を檀家さんの皆さんと共に守り、境内地の草取り・掃除をして年中行事を実施しながら、困りごと相談・御祈祷等に応じつつ、柵経等には、都会の家まで必ず出向くようにしています。

寺名を都会に移すこともあり得るとのことですが、寺格だけは移りますが、後のことは放棄されたままになると思います。その所をどうしたら良いのでしょうか。

## ⑧ かすかな希望

幸い二軒ほど、孫が地域の役場と郵便局に就職して、祖父母の家から通うようになったことは、明るい話題です。定年退職した人が戻ってくる例も、時々ありますが、まだ一・二軒くらいと聞いています。行政も色々智慧をしぼつて、空き家に、都会の人に住民票と共に移り住んでもらっています（ネックはトイレらしい）。これらが上手に機能するようになれば、町全体が少しでも良くなり、寺院も恩恵にあずかれるかもしれません。時間が必要です。別添資料Ⅲを参照。

| 町 村 名 | 人 口 (人) |       |       | 人口減少率(%) |
|-------|---------|-------|-------|----------|
|       | 昭和35年   | 昭和55年 | 平成14年 | H14/S35  |
| 下 部 町 | 12,028  | 7,719 | 5,320 | 55.8     |
| 中 富 町 | 9,783   | 5,696 | 4,303 | 56.0     |
| 早 川 町 | 10,679  | 3,005 | 1,644 | 84.6     |
| 身 延 町 | 13,805  | 9,807 | 7,789 | 43.6     |
| 富 沢 町 | 6,838   | 5,020 | 4,023 | 41.2     |

### 早川町および周辺の人口

※昭和三十五年および五十五年の数値は、平成元年（一九八九）現宗研作成報告書『過疎地寺院調査報告 ここまで来ている過疎地寺院 あなたは知っていますか？』より。

※平成十四年度の数値は、山梨県統計調査課作成『平成十四年度山梨県常住人口調査結果報告』より。

※平成十五（二〇〇三）年三月一日、富沢町・南部町は合併し、南部町に。

※平成十六（二〇〇四）年九月十三日、下部町・中富町・身延町は合併し、身延町に。

（日蓮宗現代宗教研究所山口功倫所員作成）

### 〔附記〕

本調査終了直後、NHKから過疎地寺院の実態について取材があり、平成十八年一月十四日（土）午後十時～十一時三十分のNHK教育テレビETV特集番組『お寺ルネサンスをめざして』で、日蓮宗過疎地寺院現地調査を実際に発案し調査した久住謙是元所長へのインタビューが放映された。